平成２２年（フ）第５１９号
東京都杉並区荻窪２丁目４番27号リバーサイド荻窪101
債務者　廣田　未央
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３１号
東京都府中市白糸台１丁目68番地の２小杉マンションA105
債務者　米原　佳男
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１３号
静岡県袋井市山科3229番地の１
債務者　板橋　正寿
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
静岡県浜松市西区西山町1898番地の11　コーポレスサチヤ202号
債務者　高部　将司
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1117番地
債務者　清水　明子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
静岡県浜松市浜北区高畑294番地の１
債務者　浅野　元保
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
静岡県浜松市中区細島町９番地の９　ロイヤルパレス202、前住所静岡県浜松市東区豊町304番地の２　マルサ21―B202
債務者　西澤　和教
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
静岡市葵区安倍口団地５番33―９号
債務者　野海いずみ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８号
静岡市駿河区池田1356番地の25　ビレッジ池田206号、旧住所静岡市駿河区国吉田１丁目11番21―４号
債務者　大塚　浩之
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２０号
静岡市葵区昭府２丁目２番58―205号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７号
静岡県榛原郡吉田町住吉3319番地の２
債務者　村松　一弘
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８号
静岡県榛原郡吉田町住吉3319番地の２
債務者　村松千枝子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５号
静岡県焼津市大村新田38番地の４
債務者　松本　支伸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９４号
東京都立川市曙町３丁目39番４号みゆき荘203号
債務者　眞下　怜奈
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２３号
静岡県浜松市中区向宿１丁目12番16号　金原マンション101号
債務者　宮崎智江実
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係